

# 特別の法人無料職業紹介事業所の新設を行う場合 の必要書類等

特別の法人無料職業紹介事業の届出を行った事業者が、職業紹介を行う事業所を新設する場合には、事業所を新設した日の翌日から起算して10日以内に、原則として事業主管轄労働局に下記①～⑩の書類等を提出してください。

## ①特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号） 【正本1部・コピー2部】

## ②特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号） 【正本1部・コピー2部】

## ③特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）

【正本1部・コピー2部】

- 新設する事業所において、「取扱職種」や「取扱地域」等を限定する場合には必要となります。  
※特別の法人無料職業紹介事業においては、当該法人の構成員を求人者、または構成員・構成員に雇用されている者を求職者とするものであるため、当該範囲の届出が必須となります。
- 「国外にわたる職業紹介」を行う場合は、下記⑩の書類に併せて提出してください。

## ④職業紹介責任者の住民票 【正本1部・コピー1部】

- 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りです。
- 外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は国籍および特別永住者であること）が記載されたものが必要です。
- 申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

## ⑤職業紹介責任者の履歴書 【正本1部・コピー1部】

- 氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。
- 職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。

## ⑥職業紹介責任者講習受講証明書 【コピー2部】

- 選任した職業紹介責任者の、「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講（修了）日が、届出日前5年以内のものに限りです。なお未成年者は選任できません。

## ⑦事業所の使用権を証する書類 【正本1部・コピー1部（賃貸借契約書はコピー2部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 職業紹介事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限りです
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

## ⑧個人情報適正管理規程 【コピー2部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（モデル例あり）。

## ⑨業務の運営に関する規程 【コピー2部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（令和4年職業安定法改正内容を反映したモデル例あり）。

## ⑩国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、下記関係書類（日本語訳含む）

【コピー2部（「通達様式第10号」は正本1部・コピー1部）】

- 相手先国の関係法令
- 相手先国において、事業者が職業紹介にかかる活動が認められていることを証する書類
- 取次機関を利用する場合は、
  - ◇取次機関が相手先国で職業紹介にかかる活動を認められていることを証する書類（許可証等）
  - ◇取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類
  - ◇取次機関に関する申告書（通達様式第10号）

## ⑪その他

- ①～⑩以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- 手数料（収入印紙）は必要ありません。

**問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831**